

# 民生福祉常任委員会記録

平成26年9月26日

【開催日】 平成26年9月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時51分～午後1時55分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	傍聴議員	長谷川知司
傍聴議員	岡山明		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 委員会提出意見書案第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

---

午後1時51分 開会

---

下瀬俊夫委員長 ただいまから民生福祉常任委員会を開きます。先ほど本会議で請願が採択されましたので、委員会で意見書を提出することになります。それでは副委員長から意見書案の提出について、読み上げていただきたいと思います。

矢田松夫副委員長 手話言語法制定を求める意見書について読み上げますので、皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。手話とは、日本語を音声

ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。ろう者にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校で手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。よって、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると思料するので、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

下瀬俊夫委員長 この意見書案について御意見がありましたら質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 すべての障害者はの「害」ですけれど、普通書いてあるのは平仮名で「がい」と書いてあります。障害者権利条約の「碍」はこの「碍」を使われているんですけど、この点についてはこの「障害」でよろしいでしょうか。障害者という、平仮名の「がい」が使ってたような気がするんですけど。いかがでしょうか。

島津議会事務局庶務調査係長 法律では障害者の「害」は、この字が使われておりますので、この字にしております。

下瀬俊夫委員長 これは団体から出てきた意見書だから。ほかにありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ質疑を打ち切ります。討論、採決に入りたいと思います。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）では、賛成

の議員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致、可決されました。それでは以上をもちまして民生福祉常任委員会を終わります。

---

午後 1 時 5 5 分 散会

---

平成 2 6 年 9 月 2 6 日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成26年9月26日(金)  
本会議休憩中  
場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

委員会提出意見書案第4号

「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

平成26年9月26日提出

提出者 民生福祉常任委員長 下 瀬 俊 夫

## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。ろう者にとって手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校で手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけている。よって、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると思料するので、政府及び国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

山陽小野田市議会